

特殊清掃の必要性

○衛生状態の原状回復 安全確保 感染症予防

○内外装リフォームの費用軽減を図る 洗浄・消毒・消臭で再利用できるものを確保

御遺体の死亡からの推定日数は様々です(10日前後～1年近く)

現場の状態も多様なのですが共通していることは汚染現場であることです。

家財道具の撤去処分を早く行いたいのですが先に浮遊する菌を除菌する必要があります。



作業者の安全確保を図り家財道具の撤去処分となります。

空になった室内の汚染箇所、空間、天井、壁、床などへ徹底した消毒作業が行われます。



床下、ボードにまで血液、体液が染み込んでいる場合は、その部分を剥がして消毒となります。

※ コンクリートに染み込んでいる場合は科学的、物理的消毒の併用作業を実施。



この段階の消毒除菌作業は間隔を空けて10日～20日前後行います。

念入りを行うことで消臭効果を高めてボードの解体にまで至らないようにとの配慮です。

※ コンクリートに染み込んだ現場では更に日数を要します。



既にこの時点では感染症の制御はできています。

原除回復のための最終段階、消臭作業に入ります。

この時点で消毒により80%くらいの消臭ができていなければ消臭剤の効果もありません。

私たちの経験により現場を判断し、薬剤、方法を選択して適切な消臭作業を実施致します。

特殊清掃を行わなかった場合 <室内全改装で>

MS の場合600万円以上、AP でも400万円以上の改修費が請求される場合があります。

それを極力防ぐための特殊清掃であるということをご理解ください。

- 私たちの特殊清掃により、壁、床材、天井をほぼそのまま残すことができるとリフォーム料金は大幅に低料金ですみます(経験上120万～200万円くらい)
- 悪臭が除去できたなら管理会社(家主)も再度、賃貸物件として活用できます。
- MS であれば居住者の資産価値を守ることになります。